

児童扶養手当のご案内

児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と、就労による自立の促進のために支給されるものです。

1 受給資格者

次の条件にあてはまる児童を監護している母または父（父の場合は、監護し、かつ、生計を同じくしている）、母または父にかわってその児童を養育している方が手当を受けることができます。

※児童とは：18歳に達した年の年度末までの児童（児童が特別児童扶養手当を受給している場合は、20歳未満まで）

※監護とは：精神面から児童の生活について種々配慮し、物質面から衣食住などの面倒をみていること

※生計を同じくしているとは：同居、家計が同一などの状態にあること

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障害の状態（国民年金の障害等級1級程度）にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨ 父母が不明である児童

次のような場合は受給できません。

（1）父または母が

① 婚姻の状態にある場合（同居等事実婚含む）

戸籍上の婚姻のほかに、生活を共にしている異性がいる場合、ひんぱんな訪問かつ生計の援助がある場合、公簿上（住民票など）同居の確認が取れる場合を含め、社会通念上事実婚と認められる状況をすべて指します。

（2）児童が

- ① 児童福祉施設に入所しているとき。または里親に委託されているとき
- ② 父または母の配偶者（事実婚含む）に養育されているとき（父または母が重度の障害の場合を除く）

（3）日本国内に住所がないとき

次のような場合は条件により受給できないことがあります。

- ① 父または母が公的年金（障害年金※、遺族年金、老齢年金等）を受けられるとき
※法改正により、令和3年3月1日以降、児童扶養手当受給者本人の障害年金基本額（障害基礎年金1・2級のみ）は減額されませんが、公的年金を所得に算入した上で、子の加算分は従来どおり児童扶養手当から減額します。
- ② 児童が父または母の死亡について支給される公的年金を受けられるとき
- ③ 児童が労働基準法等による遺族補償を受けられるとき

※虚偽の申告により手当を受けていた場合は、児童扶養手当法に基づき、手当は必ず返還していただきます。

2 手当月額（令和7年4月1日から）

区 分	第一子	第二子以降
全 部 支 給	46,690 円	11,030 円
一 部 支 給	46,680～11,010 円 (所得に応じて決定されます)	11,020～5,520 円 (所得に応じて決定されます)

◎一部支給については下記計算式により、手当額を算出します。(10 円未満四捨五入)

第一子の手当額＝

$46,690 \text{ 円} - \{ \text{所得} - (38 \text{ 万} \times \text{前年度の扶養親族数} + 69 \text{ 万}) \} \times 0.0256619 + 10$

※所得の計算方法は下記をご覧ください。

※年金を受給されている場合は児童扶養手当の支給額から年金支給額を減額した差額が支給されます。ただし、児童扶養手当受給者本人が受ける年金が障害基礎年金1・2級の場合に限り、障害年金基本額は減額されませんが、公的年金を所得に算入した上で、子の加算分は従来どおり児童扶養手当から減額します。その他の年金は基本額も児童扶養手当から減額します。

3 所得制限

手当を受ける人や扶養義務者の令和6年中の扶養親族数及び所得が下表の制限額以上ある場合、その年度（令和7年 11 月分から令和8年 10 月分まで）は手当の全額または一部が支給停止されます。

（所得制限限度額表）

扶養親族の数	本 人		配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者
	全 部 支 給 者	一 部 支 給 者	
0 人	690,000 円	2,080,000 円	2,360,000 円
1 人	1,070,000 円	2,460,000 円	2,740,000 円
2 人	1,450,000 円	2,840,000 円	3,120,000 円
3 人	1,830,000 円	3,220,000 円	3,500,000 円
4 人	2,210,000 円	3,600,000 円	3,880,000 円
5 人	2,590,000 円	3,980,000 円	4,260,000 円

◇所得（控除後所得）の計算方法

総所得額（給与所得控除後金額）＋令和6年中の児童の父または母からの養育費の8割相当額－80,000 円（社会保険等相当額）－諸控除
（給与所得者又は公的年金等受給者は、所得金額から一律上限 100,000 円を控除）

◇諸控除は次のとおりです。

障害者・寡婦(夫)・勤労学生控除 270,000 円
特別障害者控除 400,000 円
雑損・医療費控除・配偶者特別控除等 当該の控除額

※寡婦(夫)控除・特別寡婦控除は養育者及び扶養義務者のみの適用となります。

（注意）

- ・本人および扶養義務者の所得が未申告の場合は、ご申請いただいても手当の審査ができません。必ず申告を行ってください。
- ・養育費は、令和6年中（令和6年 1 月 1 日から令和6年 12 月 31 日）に、児童の父または母から養育費を受けていた場合、その 8 割を総所得額に算入します。
- ・扶養義務者とは手当を受ける人と同居する直系親族（父母、祖父母、子、孫）と、兄弟姉妹のことで、住民票上世帯分離をしていても、この手当については同居となります。なお配偶者・扶養義務者等の所得限度額を超えた場合は、本人の所得がなくても、支給は全額停止されます。
- ・受給者本人に老人扶養親族のある場合は、該当者 1 人につき 100,000 円、特定扶養親族がある場合は、1 人につき 150,000 円が所得制限限度額に加算されます。
- ・前年において、児童を扶養していたにもかかわらず、税金の申告の際に扶養親族として申告をされていない場合は、児童扶養手当の認定結果が変わる場合がありますので、ご相談ください。

4 手当の支給

手当は奇数月である、5月（3・4月分）、7月（5・6月分）、9月（7・8月分）、11月（9・10月分）、1月（11・12月分）、3月（1・2月分）の11日に指定された普通預金口座に振り込まれます（11日が土・日・祝日の場合は直前の平日）。

5 請求について ※代理人の請求はできません。必ず請求者本人がお手続きしてください。

印の付いた書類を用意の上、請求手続きをしてください。

なお、認定された場合の手当は、受付日（請求受理日）の翌月分から対象となります。

※離別した配偶者と住民票及び居住実態が別になっていないと申請できません。（世帯分離不可）	
☐ 戸 籍 謄 本	母または父と子の戸籍が別の場合は各1通ずつ。母または父の離婚日の記載がない場合は、そのほかに記載のあるものを1通。 ※請求日より1か月以内に発行されたもの
☐ 預 金 通 帳	請求者本人名義の普通預金通帳（口座番号等を確認します。）
☐ 健 康 保 険 証	請求者本人のもの ※前夫（妻）の健康保険の扶養になっている間は請求できません。 ※マイナ保険証の場合は、保険者から交付された「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面（医療保険の資格情報）」（印刷したもの）のいずれか1点。
☐ 年 金 手 帳	厚生・共済年金加入者は必要（基礎年金番号・加入年月日等を確認）です。
☐ 各種の申立書等	☐ 事実婚解消申立書 ☐ 未婚の母（父）子及び事実婚の解消に関する調書 ☐ 養育申立書 ☐ 生計に関する調書、申立書 ☐ 別居監護申立書 ☐ 遺棄申立書、遺棄調書 ☐ 児童扶養手当に関する申立書 ☐ 居住申立書 ☐ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書
☐ 養育費等に関する申告書	令和6年12月31日以前に支給要件（離婚等）に該当するようになった方のみ必要です。（令和6年1月1日から令和6年12月31日までの養育費等を記載）
☐ その他必要な添付書類等	☐ 診断書 ☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 年金証書等（年金額、支給開始日の確認） ☐ 賃貸借契約書 ☐ 公共料金等の領収書 ☐ 福祉医療費給付金受給資格者証 ☐ 保護命令決定書の謄本及び確定証明書 または 手当請求用確定証明書 ☐ 独身証明等受給資格に係る事実を明らかにできる書類（大使館で証明するもの等）と第三者による日本語訳 ☐ 外国人登録カード（在留カード、特別永住者証明書） ☐ パスポート

正確な受給資格の認定、給付額の決定のために請求者のプライバシーに踏み込んだ質問があることや必要に応じ上記以外の書類等を提出していただく場合がありますので、ご了承ください（プライバシーは保護します）。

6 手当を受ける資格がなくなる場合

下記の場合は手当を受ける資格がなくなりますので、至急、届け出てください。

① 結婚したとき（事実婚含む）

婚姻届を出さなくても、事実上の婚姻関係（異性と同居あるいは同居がなくても、ひんぱんな訪問があり、かつ生計費の援助がある場合や住民票等の公簿で同居を確認できる状態など）となった場合も含みます。

② 対象児童の養育をしなくなったとき

手当を受けていない父または母に養育されるようになった、施設に入所した等

③ 遺棄による受給資格者は、児童の父または母から連絡、訪問、送金などがあったとき。

④ 拘禁による受給資格者は、児童の父または母がその状態を解除されたとき。

⑤ 対象児童が養子縁組をして、養父（母）が存在するようになったとき。

⑥ その他受給資格要件に該当しなくなったとき。

※届出をしないまま手当を受けていた場合、虚偽の申告により手当を受けていた場合は、児童扶養手当法に基づき、手当は必ず返還していただきます。

7 届出が必要な場合

下記の場合は届出が必要です。届出がない場合は手当の支払いはできませんので、速やかに届出書を提出してください。

☐ 現 況 届	更新の手続きです。毎年8月にしていただきます。提出前に必ず前年所得の申告を済ませてください。前年の収入や所得がない人であっても、申告は必要です。扶養義務者（対象児童以外の同居の直系血族及び兄弟姉妹）も、全員申告する必要があります（所得税法上の扶養親族を除く。）。申告・手続きがされていない場合、11月分以降の手当は支給されません。
☐ 各 種 変 更 届	住所（市内転居）、氏名、金融機関等の変更
☐ 資 格 喪 失 届	婚姻（事実婚含む）したとき
☐ 市 外 転 出 届	長野市外に転出するとき
☐ 支 給 停 止 関 係 届	・所得の高い扶養義務者と同居または別居になったとき ・本人または同居の親族が所得の修正申告を行ったとき
☐ 公 的 年 金 給 付 等 受 給 状 況 届	年金を受給するようになった、または、年金の支給額が変更になったとき
☐ 額改定請求（届）	対象児童が増えたとき、減ったとき
☐ 一部支給停止適用 除外事由届出書	・手当を受給して5年を経過する等の要件に該当したとき ・現況届のとき ・一部支給停止となった後、一部支給停止の適用除外事由に該当することになったときは、該当月末日までに届出が必要です。

手当の一部支給停止措置について

平成14年の法律改正に基づき、手当を受給して5年を経過する等の要件に該当する場合は、手当額の1/2が支給停止となります。

ただし、一律に一部支給停止となるものではなく、下記①～⑤のいずれかの事由に該当する場合は、当該事由の届出により、一部支給停止の適用から除外されます。

- | |
|---|
| ① 就業している
② 求職活動等自立を図るための活動をしている
③ 身体上又は精神上の障害がある
④ 負傷又は疾病等により就業することが困難
⑤ 監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、介護が必要があるため、就業することが困難 |
|---|

* 5年を経過する等の要件に該当する場合は、事前に通知によりお知らせします。

* 上記手続きは5年を経過する等の要件に該当するときと、現況届の際に必要なになります。

* 一部支給停止となった後に、上記の適用除外事由に該当することになった場合は、当該事由に該当することになった月の末日までに届出が必要になります。

8 受付先

長野市子育て家庭福祉課/篠ノ井支所/松代支所/若穂支所/川中島支所/更北支所
七二会支所/信更支所/豊野支所/戸隠支所/鬼無里支所/大岡支所/信州新町支所/中条支所
※上記以外の支所では手続きできませんので、ご注意ください。

9 お問い合わせ先

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地 長野市こども未来部子育て家庭福祉課 （直通）026-224-5031
